

# 一般社団法人兵庫県社会福祉士会に所属する社会福祉士へのアンケートを実施する際のガイドライン

2024年3月7日制定

## (目的)

**第1条** このガイドラインは、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）並びに所属する社会福祉士や他団体等が、本会に所属する社会福祉士に対してアンケート調査を実施する際の判断基準及び留意点を示すものである。

## 第1章 本会が所属する社会福祉士へアンケートを実施する際の手続き等

### (発案)

**第2条** 発案者は本会理事とする。

**2** 発案者は次の事項を明確にして理事会に承認を求める。

- (1) アンケートを実施する事業の目的と概要
- (2) アンケートの目的
- (3) アンケート実施責任者
- (4) アンケート実施方法（対象者、期間等）
- (5) アンケート用紙（項目）
- (6) その他、必要な事項

### (判断手続)

**第3条** 理事会は次の第2項から第4項の全てを満たした場合、アンケートの実施を承認する。

**2** アンケートの目的が次のいずれかに該当すること。

- (1) 本会の事業計画に則った調査研究事業であって、当該アンケート調査が必須である場合
- (2) 本会の事業計画に則った定期調査である場合
- (3) 社会情勢にもとづき実施が必要と判断できる場合

**3** アンケートの実施責任者が本会理事であること。

**4** アンケート実施方法及びアンケート用紙（項目）がアンケートの目的と照らし合わせて適切と判断できること。

### (会員への報告)

**第4条** アンケートの実施責任者はアンケート実施前に会員へ第2条第2項の内容を報告しなければならない。

**2** アンケート実施責任者はアンケート実施後に会員へアンケート結果を報告しなければならない。

## 第2章 所属する社会福祉士並びに他団体から依頼があった際の手続き等

### (受付)

**第5条** 受付窓口は本会事務局とする。

**2** 受付窓口は、原則として次に掲げる者による提案を受け付ける。

- (1) 本会に所属する社会福祉士（個人）
- (2) 法人格を有している団体
- (3) 学術団体
- (4) 行政

3 受付窓口は、原則として次に掲げる者による提案は受け付けない。

- (1) 正会員に所属する社会福祉士以外の個人
- (2) 前項第2号から第4号まで以外の団体

4 助成事業等において所属する社会福祉士へのアンケート調査が必要となる事業においては、原則として助成等申請前に本会にアンケート実施の許可を得ること。

#### (受付後事務手順)

**第6条** 受付窓口は、受付後次に掲げる事項を記載した文書を提案者に求める。

- (1) アンケートを実施する研究事業の目的と概要
- (2) アンケートの目的
- (3) 本会へ依頼する趣旨
- (4) アンケート実施方法（対象者、期間等）
- (5) アンケート用紙（項目）
- (6) その他、必要な事項

2 受付窓口は、提案されたアンケート内容に関連する委員会へ検討を依頼する。

#### (判断基準)

**第7条** 検討依頼された委員会は、アンケート実施の可否について、目的が本会の事業内容と合致していることその他、次に掲げる判断基準にもとづき検討する。

- (1) 得られたデータ及び公開された結果は本会と共有すること（本会も自由に使えること）。
- (2) 必要経費（主に印刷費・通信費）を負担すること。
- (3) 公的もしくは民間の助成を得ている事業であること（一企業の利益となる助成は除く）。
- (4) 本会が共同研究者となれること。

#### (判断機関)

**第8条** 委員会は判断結果を理事会に報告し、理事会が可否の判断を決定する。

#### (提案者への連絡)

**第9条** 受付窓口が提案者にアンケートの実施可否について報告する。また、次項に掲げる実施における留意点について同意を得る。

#### (実施における留意点)

**第10条** アンケートを実施する際は、次の点について留意する。

- (1) アンケート提案者へ所属する社会福祉士名簿の提供は行わないこと。
- (2) 発送作業は本会事務局が行うこと。
- (3) 所属する社会福祉士へアンケート送付時は会長名の発信文書を添付すること。
- (4) 研究成果発表時に本会が協力した旨を明記すること。
- (5) アンケート結果については、アンケート対象者にフィードバックすること。

#### (会員への報告)

**第11条** 会員への報告は第4条に準じる。

#### (改廃)

**第12条** このガイドラインを改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

#### 附 則

1 このガイドラインは、2024年3月7日から施行する。